

吉岡町都市計画マスタープラン改定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月
吉岡町

目次

1	件名	3
2	業務の概要	3
3	プロポーザル実施スケジュール	4
4	担当部署	4
5	募集要領、各種様式等の配布	4
6	参加表明書に関する質問及び回答	5
7	参加表明書の受付	5
8	参加表明者に対する通知	5
9	技術提案書に関する質問及び回答	5
10	参加辞退	6
11	技術提案書の提案者に要求される参加資格要件	6
12	技術提案書の提案者、技術者等の特定に必要な要件	6
13	技術提案書の受付	7
14	プレゼンテーション及びヒアリング	10
15	非特定理由に関する事項	11
16	その他留意事項	11

1 件名

吉岡町都市計画マスタープラン改定業務委託（債務負担行為）

2 業務の概要

(1) 目的

吉岡町では、駒寄スマートインターチェンジを核とした地域振興が進展する一方、住宅のバラ建ちが進み、市街地が拡散しているほか、1時間に1本以上のバス路線は1路線のみなど自動車以外の移動手段がなく、身近な公園（街区公園）が存在しない等、課題が山積している。

そこで、吉岡町都市計画マスタープランを、吉岡町公共交通マスタープラン（平成27年3月策定）及び吉岡町緑の基本計画（平成14年3月策定）の緑地の配置計画と併せ「まちづくり、土地利用」と「交通、移動手段」とが一体となった都市計画マスタープランとして改定し、持続可能なまちづくりを推進する。

(2) 内容

1 都市の現況と都市整備上の課題
(1) 吉岡町の現況
ア 人口動態
イ 土地利用
ウ 公共交通
エ インフラの整備状況
など
(2) 都市整備上の主要課題
ア 土地利用
イ 自動車以外の移動手段
ウ 道路、公園等に関する課題
エ 景観、防災
など
2 都市の将来像
(1) まちづくりの理念
(2) 目指すべき方向性
3 まちづくり構想（全体構想）
(1) 土地利用の方針（公共交通と一体的に）
(2) 自動車以外の移動手段確保の方針
(3) 新駅整備の基本方針
(4) 都市施設（道路、公園、上下水道等）の整備方針
(5) 都市を取り巻く環境の形成方針（景観、防災等）
(6) まちづくり方針図
4 具体的な施策
(1) 土地利用
(2) 自動車以外の移動手段確保
(3) 都市施設（道路、公園）
(4) 景観、防災
5 マスタープランの実現に向けて
(1) 「協働のまちづくり」の推進

(2) 適切な進行管理

- (3) 履行期間
令和7年2月28日から令和8年9月30日まで（債務負担行為）
- (4) 発注方法
公募型プロポーザル方式
- (5) 提案限度額
提案限度額（上限） 税込み25,300,000円
（うち地方消費税等2,300,000円）
令和6年度支払限度額 税込み 0円
令和7年度支払限度額 税込み10,000,000円

3 プロポーザル実施スケジュール

全ての参加表明者に技術提案書を提出していただき、ヒアリングを実施する（参加表明書による審査は行わない。）。

- (1) 公募開始
 - ア 公募開始 令和6年12月18日（水）
- (2) 参加表明書に関する質問及び回答
 - ア 質問期限 令和7年1月10日（金）
 - イ 回答日 質問を受理した日から3日以内
- (3) 参加表明書の提出期限
 - ア 提出期限 令和7年1月16日（木） 午後5時必着
- (4) 参加表明者に対する通知（ヒアリング日時等）
 - ア 通知時期 令和7年1月21日（火）
- (5) 技術提案書に関する質問及び回答
 - ア 質問期限 令和7年1月21日（火） 午後5時必着
 - イ 回答日 質問を受理した日から7日以内
- (6) 技術提案書の提出期限
 - ア 提出期限 令和7年1月30日（木） 午後5時必着
- (7) ヒアリング
 - ア 実施日 令和7年2月6日（木） 予定
- (8) 審査（特定）結果の通知
 - ア 通知日 令和7年2月12日（水）以降
- (9) 契約締結
 - ア 契約締結日 令和7年2月28日（金） 予定

4 担当部署

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
吉岡町 建設課都市建設室
電話 0279-54-3111（内線174）
ファクシミリ 0279-54-8681
電子メール toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

5 募集要領、各種様式等の配布

公募に関する募集要領、各種様式等は、吉岡町ホームページからダウンロードすることを原則とする。

吉岡町ホームページ 注目情報 掲載ページURL

<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/>

※ 次のURLからも同じ情報を参照することができる。

<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/business/nyusatsu/proposal/>
(吉岡町トップページ>産業・ビジネス>入札・発注>プロポーザル)

6 参加表明書に関する質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（別紙様式1）

(2) 提出方法

電子メール（件名を「都市計画マスタープランプロポーザル参加表明書質疑」とし、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から3日以内に、質問者に対して電子メールにより行うほか、内容をホームページへ掲載する。

7 参加表明書の受付

(1) 提出書類

参加表明書（別紙様式2）

(2) 提出方法

郵送（書留に限る。）、持参又は電子メール

※ 書留による郵送の場合は、封筒表に朱書きで「参加表明書在中」と記載すること。

※ 持参の場合の受付時間は、吉岡町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 電子メールの場合は、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。

8 参加表明者に対する通知

(1) 内容

ヒアリングの日時、場所、注意事項等

(2) 方法

参加表明書記載の連絡先メールアドレスに対し通知する。

9 技術提案書に関する質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（別紙様式1）

(2) 提出方法

電子メール（件名を「都市計画マスタープランプロポーザル技術提案書質疑」とし、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から7日以内に、参加表明者全員に対して送付する。

なお、令和7年1月16日以前は、その時点で参加表明書を提出している全員に送付するものとし、参加表明書提出以前の者に対しては、参加表明書を受理した時点で送付するものとする。

10 参加辞退

(1) 参加辞退期限

随時

(2) 提出書類

参加辞退届（別紙様式3）

(3) 提出方法

電子メール（件名を「都市計画マスタープランプロポーザル参加辞退」とし、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。）

(4) 辞退者に対する取扱い

町は、プロポーザルを辞退した者に対し、辞退したことをもって不利益な取扱いを行わない。

11 技術提案書の提案者に要求される参加資格要件

次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に抵触する行為がない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と一切の関係がない者であること。
- (5) 令和6・7年度群馬県又は吉岡町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和61年群馬県要綱）及び吉岡町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成23年吉岡町訓令第21号）の規定による指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。

12 技術提案書の提案者、技術者等の特定に必要な要件

- (1) 技術提案書を提出する者の要件

- ア 都市及び地方計画部門の建設コンサルタント登録があること。
なお、登録がない場合は、特定しない。
- イ 平成26年度以降、次のA及びBに掲げる業務（以下「同種業務」という。）の実績がA及びBそれぞれに対して1件以上あること。
なお、実績がない場合は、特定しない。
 - A 国又は地方公共団体が発注した都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）、非線引き都市計画区域に係る土地利用に関する検討業務
 - B 国又は地方公共団体が発注したパーソントリップ調査、公共交通計画調査（道路のみの計画調査を除く。）、地域公共交通計画、地域公共交通計画に基づく特定事業の実施計画
- ※ A、Bともに吉岡町が同種業務と同等と認めた業務を含む。
- (2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の要件
 - ア 管理技術者に「都市計画」の技術者を、担当技術者に「公共交通計画等」の技術者を配置する。
 - イ 配置予定管理技術者の要件は、次のとおりとする。
 - (ア) 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による技術士（建設部門：「都市及び地方計画」）の資格を有すること。なお、資格がない場合は、特定しない。
 - (イ) 平成21年度以降に完了した(1)イAに掲げる同種業務の実績が1件以上あること。なお、実績がない場合は、特定しない。
 - (ウ) 令和6年10月1日現在、特定後未契約のものを含めた全ての手持ち業務の契約金額が税込み4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。
 - ウ 配置予定担当技術者の要件は、次のとおりとする。
 - (ア) 配置予定担当技術者の1人に、平成21年度以降に完了した(1)イBに掲げる同種業務の実績が1件以上あること。なお、実績がない場合は、加点しない。
 - (イ) (ア)に掲げる技術者が、技術士法の規定による技術士（建設部門：「都市及び地方計画」又は「道路」）の資格を有すること。なお、資格がない場合は、加点しない。
 - (ウ) 担当技術者については、(ア)に掲げる技術者のほか、実施する各分担業務を踏まえ2名まで記載する。
 - (エ) 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を担当技術者とする場合は、その属する企業名等を記載する。
 - (オ) 令和6年10月1日現在、特定後未契約のものを含めた全ての手持ち業務の契約金額が税込み4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。

1.3 技術提案書の受付

- (1) 提出書類
 - ア 技術提案書（別紙様式4-1）

- イ 企業の平成26年度以降の同種業務の実績（別紙様式4-2）
 - ウ 業務実施体制（別紙様式4-3）
 - エ 予定管理技術者の経歴等（別紙様式4-4）
 - オ 予定管理技術者の平成21年度以降の同種業務の実績（別紙様式4-5）
 - カ 予定担当技術者の経歴等（別紙様式4-6）
 - キ 予定担当技術者の平成21年度以降の同種業務の実績（別紙様式4-7）
 - ク 提案書（別紙様式5）
 - ケ 見積書（別紙様式6）
- (2) 書類作成の留意点
- ア (1)アからクまでの書類は、正本1部及び副本6部を、(1)ケの書類は、正本1部を提出するものとする。
 - イ 提出書類の規格は、日本産業規格A列4番とし、縦置きとする。
 - ウ 技術提案書による提案は、提案者1者当たり技術提案書1件とし、同提案者による複数の提案は、これを認めない。
 - エ 文字のサイズは、10.5ポイント以上とする。
- (3) 提案書
- 提案書には、次表の評価項目を記載するとともに、事業実施方針及び手法、実施スケジュール、プロジェクト体系図を併せて記載するものとする。
- なお、提案書の様式は別紙様式5のとおりとし、枚数は6枚までとする。

評価項目	評価事項
非線引き都市計画区域の用途地域外（白地地域）の土地利用規制	市街地の拡散と低密度化を防ぐために、白地地域の土地利用の規制及び誘導について、どのような手法が考えられるか。
既存集落の土地利用	インフラの整った既存集落を中心としたまとまりをつくるために、どのような手法が考えられるか。
公共交通アンケート	公共交通アンケートは、どのような内容を聞いて、どのように解析すべきと考えられるか。
使える移動手段の確保	自動車以外の移動手段として、効率性、有効性の観点から、どのような方策が考えられるか。
子育て世代の確保	吉岡町は子育て世代の占める割合が高いが、子育て世代の割合を維持する上で、どのようなまちづくりの施策が必要であると考えられるか。

- (4) 記載事項に係る留意事項
次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の平成26年度以降の同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> (1) 参加表明書の提出者が過去に受注した同種業務の実績について記載する。 (2) 記載する業務は、平成26年度以降に完了したものとし、記載する件数は、最大3件とする。 (3) 様式は別紙様式4-2のとおりとし、枚数は1件ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真等を引用する場合も、枚数に含めるもの

	とする。
業務実施体制	<p>(1) 配置予定の技術者及び業務の分担について記載する。 なお、配置予定管理技術者は1名、配置予定担当技術者は3名までとし、配置予定担当技術者のうち1名は、12(1)イBに掲げる同種の業務実績を有するものとする。</p> <p>(2) 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を担当技術者とする場合は、備考欄にその属する企業名等を記載する。</p> <p>(3) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託し、又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載し、並びに再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。この場合において、業務の主たる部分の再委託は、これを認めない。</p> <p>(4) 様式は、別紙様式4-3のとおりとする。</p>
予定管理技術者の経歴等	<p>(1) 予定管理技術者に係る経歴等を記載する。</p> <p>(2) 予定管理技術者は、技術士法の規定による技術士（建設部門：「都市及び地方計画」）の資格を有するものとする。</p> <p>(3) 同種業務の実績は、平成21年度以降に完了した12(1)イAに掲げる業務を対象とし、記載する件数は、最大3件とする。</p> <p>(4) 手持ち業務は、令和6年10月1日現在のものを全て記載する。 なお、手持ち業務とは、管理技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。</p> <p>(5) プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と明記するものとする。</p> <p>(6) 様式は、別紙様式4-4のとおりとする。</p>
予定管理技術者の平成21年度以降の同種業務の実績	<p>(1) 予定管理技術者が過去に従事した12(1)イAに掲げる同種業務の実績について記載する。</p> <p>(2) 記載する業務は、平成21年度以降に完了したものとする。</p> <p>(3) 様式は別紙様式4-5のとおりとし、枚数は1件ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真等を引用する場合も、枚数に含めるものとする。</p>

<p>予定担当技術者の経歴等</p>	<p>(1) 予定担当技術者のうち1名に係る同種業務の実績は、平成21年度以降に完了した12(1)イBに掲げる業務を対象とし、記載する件数は、最大3件とする。また、その者は、技術士法の規定による技術士（建設部門：「都市及び地方計画」又は「道路」）の資格を有するものとする。</p> <p>(2) (1)以外の予定担当技術者を含め、次に掲げることに従い記載するものとする。</p> <p>ア 予定担当技術者の経歴等を記載する。</p> <p>イ 手持ち業務は、令和6年10月1日現在の国内外を問わず全ての業務を記載する。 なお、手持ち業務とは、管理技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。</p> <p>ウ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と明記するものとする。</p> <p>エ 様式は、別紙様式4-6のとおりとする。</p>
<p>予定担当技術者の平成21年度以降の同種業務の実績</p>	<p>(1) 予定担当技術者が過去に従事した12(1)イBに掲げる同種業務の実績について記載する。</p> <p>(2) 記載する業務は、平成21年度以降に完了したものとする。</p> <p>(3) 技術提案書の提出者以外が受注した業務実績を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。</p> <p>(4) 様式は別紙様式4-7のとおりとし、枚数は1件ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真等を引用する場合も、枚数に含めるものとする。</p>

(5) 提出方法

郵送（書留に限る。）又は持参

※ 書留による郵送の場合は、封筒表に朱書きで「技術提案書在中」と記載し、投かん予定日をあらかじめ電子メールで担当部署宛て連絡すること。この場合において、電子メールの件名は、「都市計画マスタープランプロポーザル技術提案書提出連絡」とする。

※ 持参の場合の受付時間は、吉岡町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 技術提案書等の電子メールでの提出は、一切認めない。

1.4 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日及び実施場所

令和7年2月6日（木） 予定

実施場所は、吉岡町役場会議室を予定し、詳細は、参加表明者に対し別途通知する。

(2) 実施方法等

技術提案者ごとに、おおむね50分(プレゼンテーション20分、ヒアリング約30分)とし、選定委員会の委員による審査を行う。

なお、冒頭に、企業の概要を簡単に紹介すること。

(3) 審査の基準等

別表第1「会社及び技術者の評価基準」及び別表第2「提案内容の評価テーマに対する技術提案の評価」を合計し、合計評価点が最も高い者を特定する。

(4) 出席者

3名までとし、配置予定管理技術者及び公共交通計画を担当する担当技術者は必ず出席すること。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した技術提案書に基づき実施するものとし、追加資料の提出や使用は、一切認めない。

イ プレゼンテーション及びヒアリングに当たり、町が用意するディスプレイを利用することができる。この場合において、ディスプレイに接続するパソコン等の端末は技術提案者が持参するものとし、当日使用するディスプレイの仕様については、別に通知するものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、このプロポーザルを辞退したものとみなす。

(6) 審査結果の発表

令和7年2月12日(水) 予定 以降、吉岡町ホームページに審査結果(特定者名)を掲載する。

1.5 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)で契約担当者から通知する。

(2) (1)により通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(吉岡町の休日を含む)以内に、書面又は電子メール(書式は任意とする。)により、契約担当者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、回答は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行う。

1.6 その他留意事項

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(2) 失格基準

技術提案者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 1.1に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。

- イ 技術提案書等の提出方法及び提出期限を遵守しなかったとき。
 - ウ 提出書類等に虚偽の内容を記載したとき。
 - エ 選定委員会委員、事務局その他当該事業の関係者に対し、当該事業に関する助言を求め、不正な接触を行い、その他特定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
 - オ その他本実施要領に違反する行為があったとき。
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出することができない。
 - (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
 - (5) (2)ウに該当するに至ったときは、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を講ずることがある。
 - (6) 特定されなかった場合でも、技術提案書は返却しない。
 - (7) 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後における参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は、これを認めない。
 - (9) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、記載された予定技術者に死亡、退職、休職その他やむを得ない事情が発生した場合は、発注者と協議の上、その者が同等以上の技術者であると認められた場合に限って、これを変更することができる。
 - (10) 発注者は、技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、受注者に対し業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
 - (11) 発注者
 - ア 所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
 - イ 名称 吉岡町
 - ウ 代表者職氏名 吉岡町長 柴崎 徳一郎

別表第1 会社及び技術者の評価基準

評価区分	評価項目	評点
1 企業の技術力	都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録あり 評価3	3
	都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録がない場合は、特定しない。	
2 業務実施体制	平成26年度以降の同種業務実績 3業務まで 1業務につき1点	3
	同種業務の実績がない場合は、特定しない。	
3 配置予定管理技術者	配置予定の管理技術者1名、担当技術者3名程度とし、役割分担を記載する。 担当技術者のうち、1名は公共交通計画業務の同種の業務実績を有すること。 技術提案書の提出者以外の企業に属するものを担当技術者とする場合は、企業名等を記載する。	3
	技術者資格 技術士資格（建設部門：「都市及び地方計画」）3点 保有していない場合は、特定しない。	
4 配置予定担当技術者	平成21年度以降の同種業務実績（都市計画業務） 1業務及び2業務 1業務につき2点 3業務以上 7点	7
	同種業務の実績がない場合は、特定しない。	
4 配置予定担当技術者	技術者資格 技術士資格（建設部門：「都市及び地方計画」又は「道路」） 2点	2
	平成21年度以降の同種業務実績（公共交通計画業務） 1業務及び2業務 1業務につき2点 3業務以上 7点	
小計		25

別表第2 提案内容の評価テーマに対する技術提案の評価

評価項目	評価事項	評点
非線引き都市計画区域の用途地域外（白地地域）の土地利用規制	市街地の拡散と低密度化を防ぐために、白地地域の土地利用の規制及び誘導について、どのような手法が考えられるか。	20
既存集落の土地利用	インフラの整った既存集落を中心としたまとまりをつくるために、どのような手法が考えられるか。	15
公共交通アンケート	公共交通アンケートは、どのような内容を聞いて、どのように解析すべきと考えられるか。	10
使える移動手段の確保	自動車以外の移動手段として、効率性、有効性の観点から、どのような方策が考えられるか。	15
子育て世代の確保	吉岡町は子育て世代の占める割合が高いが、子育て世代の割合を維持する上で、どのようなまちづくりの施策が必要であると考えられるか。	15
小計		75